

事務連絡
令和5年11月28日

県指定居宅サービス事業所
(短期入所生活介護、短期入所療養介護
及び特定施設入居者生活介護を除く) 御中

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

電子申請システムによる問合せ方法の拡大について

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、県の電子申請システム（e-kanagawa）を利用して、高齢福祉課在宅サービスグループ宛てにお問合せすることができるようになりましたのでお知らせします。

1 電子申請システム（e-kanagawa）のリンク先

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=69040

2 対象サービス

神奈川県が指定する、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売（各予防を含む）

3 受付開始日

令和5年11月29日以降受け付けます。

4 お問合せ方法

上記リンク先からお問合せください。操作方法については、マニュアルをご覧ください。

5 留意事項

- (1) 対象サービスに限り、電子申請システム（e-kanagawa）からお問合せが可能です。
- (2) お問合せ頂いた内容については、担当から電話で回答いたします。メールでの回答は原則行いません。

- (3) 回答は早くともお申込み頂いた日の翌開庁日以降になります。
- (4) 電話でのお問合せも引き続き可能です。

6 マニュアル等掲載場所

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 5. 国・県の通知

→ 電子申請システムによる問合せ方法の拡大について【在宅サービスグループ】

→ 【在宅サービスグループ】問合せフォーム操作マニュアル

問合せ先

(本事務連絡に関すること)

在宅サービスグループ

電話 045-210-1111 内線 4841

(電子申請システムに関すること)

ヘルプデスク

電話 0120-464-119 (固定電話から)

電話 0570-041-001 (携帯電話から)